

商品概要説明書

項目	内容
1.商品名	スーパー積金
2.販売対象	法人及び個人
3.期間	6ヶ月以上5年以内
4.預入	
(1)預入方法	契約期間内で掛金を分割受入
(2)預入金額	1回当たり1,000円以上
(3)預入単位	1,000円単位
5.払戻方法	満期日以降に一括して払戻します
6.給付補てん備金	
(1)適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します
(2)利払方法	・満期日以降に一括して支払います
(3)計算方法	・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します
7.税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され20.315%の税金がかかります ・期間に関わらず満期一括課税扱いです
8.手数料	—
9.付加できる特約条項	普通預金等からの自動振替もできます
10.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率(小数点第3位以下切捨)により計算した利息とともに払戻します <p style="text-align: center;">初回払込日より解約日 までの<期間></p> <p style="text-align: center;">1年未満の場合…………… 解約日における普通預金利率</p> <p style="text-align: center;">1年以上の場合…………… 約定年利回り×60%</p> <p style="text-align: center;">(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)</p>
11.金利情報の入手方法	金利は当HP内の金利一覧や店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい
12.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べまたは当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金を徴求します ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象商品です <p>金融機関が破綻した場合、他の預金と合算して預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が保護されます</p>